

導入の背景

- ・マイナンバーカードの海外利用
- ・デジタル社会実現の社会的要請

政府方針等

- デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）
- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律37号／附則）
- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定） など

令和5年6月改正法成立
令和7年5月26日施行

新制度の主な内容

氏名の振り仮名の戸籍の記載事項化

- (1) 戸籍の記載事項への追加
戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加（新戸籍法13条1項2号）
- (2) 振り仮名の許容性及び氏名との関連性
氏名とその振り仮名の関連性について、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」という規定を追加（新戸籍法13条2項）
※既に戸籍に記載されている者については、一般の読み方以外でも、現に使用している氏名の読み方であれば許容（改正法附則6条2項等）

振り仮名の収集方法

- (1) 氏又は名が初めて戸籍に記載される者
出生等の戸籍の届書の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加
- (2) 既に戸籍に記載されている者
 - ①本籍地の市区町村長は、施行日後遅滞なく、記載しようとする氏名の振り仮名を通知（改正法附則9条4項）
 - ②通知された振り仮名が誤っていれば、施行日から1年以内に正しい振り仮名を届出（届出人は、氏：筆頭者、名：戸籍に記載されている者）（改正法附則7条1項等）
 - ③上記期間内に届出がない場合には、通知された振り仮名を戸籍に記載（改正法附則9条1項等）

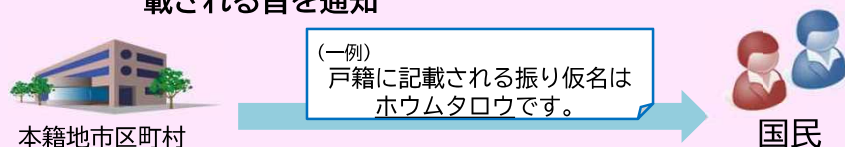
振り仮名の変更手続

振り仮名の変更について、家庭裁判所の許可を得て、その旨を市区町村長に届出（新戸籍法107条の3等）
※市区町村長記録をされた振り仮名については、一度に限り、届出によって変更可能（家庭裁判所の許可不要）（改正法附則10条等）

見直し後の手続のイメージ

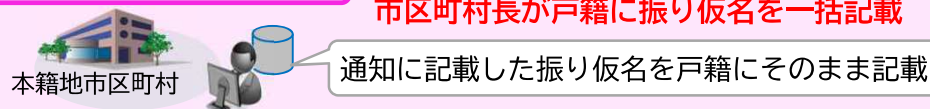
①通知

- ・誤りがあれば施行日から1年以内に届け出ることを依頼
- ・通知が正しければ、届出をしなくても戸籍にそのまま記載される旨を通知



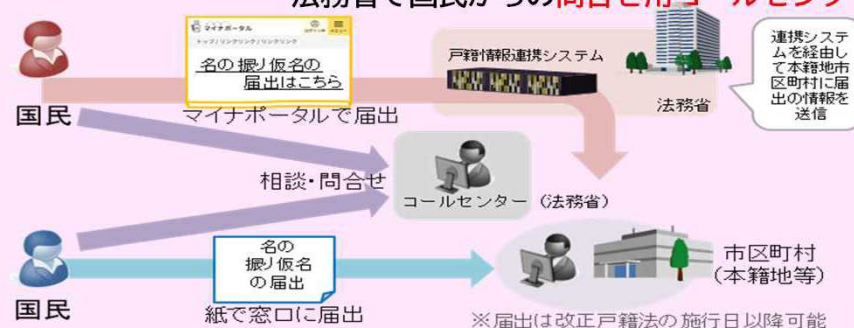
③市区町村長による記載

施行日から1年以内に届出がない者について、
市区町村長が戸籍に振り仮名を一括記載



②届出・相談等

- ・国民が容易に手続を行えるよう、オンラインによる簡易な届出を可能にする
- ・法務省で国民からの問合せ用コールセンターを設置



スケジュール



氏名の振り仮名が戸籍に記載される効果

- 行政のデジタル化の推進のための基盤整備
- 本人確認資料としての利用
- 各種規制の潜脱防止

住民票への「氏名の振り仮名」の記載について

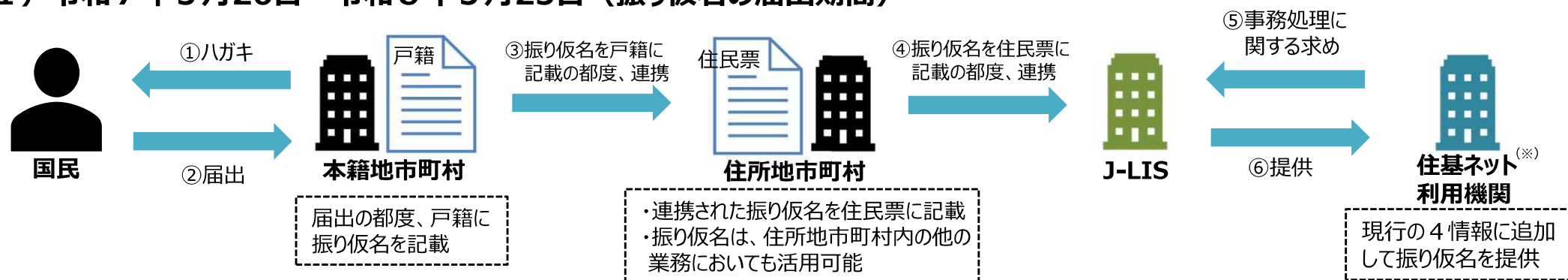
(1) 令和7年5月26日～令和8年5月25日（振り仮名の届出期間）

- 国民は、戸籍に記載する氏名の振り仮名を届出（任意）。届出に基づき、本籍地市町村は戸籍に振り仮名を記載。その後、振り仮名が住所地市町村に連携され、住所地市町村において、住民票に振り仮名を記載（振り仮名は、住所地市町村内の他の業務においても活用可能）。
- 住所地市町村から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に連携された振り仮名は、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の利用機関からの求めに応じて現行の4情報（氏名・住所・生年月日・性別）に追加して提供。

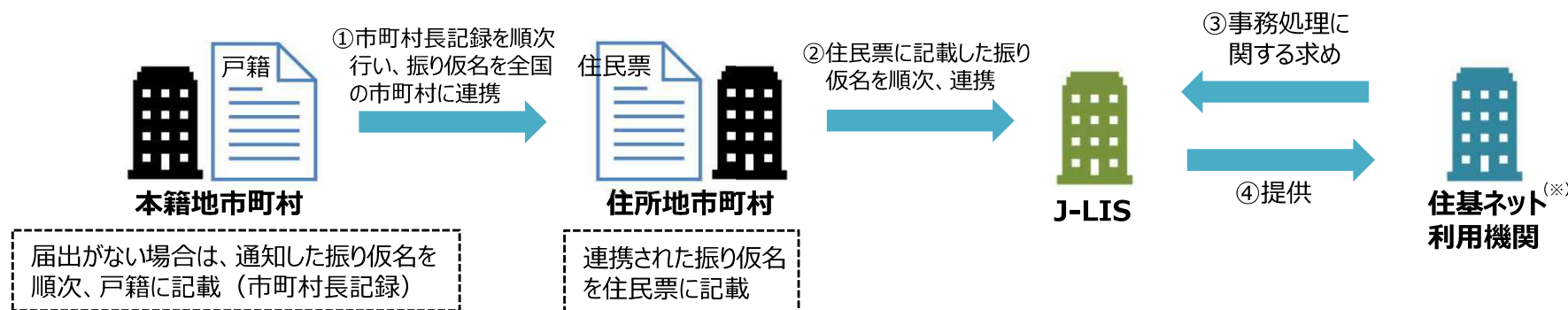
(2) 令和8年5月26日～（振り仮名の届出期間終了後）

- 令和8年5月25日までに振り仮名の届出がない場合は、通知した振り仮名がそのまま戸籍に記載（市町村長記録）され、本籍地市町村から住所地市町村に連携され、住民票に記載。

(1) 令和7年5月26日～令和8年5月25日（振り仮名の届出期間）



(2) 令和8年5月26日～（振り仮名の届出期間終了後）



※ 住民基本台帳法の別表に掲げる機関（国、地方公共団体等）から、同表に掲げる事務の処理に関し求めがあったときに限り提供